

幼児教育・保育無償化のお知らせ

幼児教育・保育無償化とは

幼児教育・保育を無償化するためのしくみを「子育てのための施設等利用給付」といいます。
へき地保育所の場合、基本の保育料は既存の「子ども・子育て支援制度」で対応します。

へき地保育所
利用者（1号認定）



教育・保育支給認定（満3歳以上児）

基本の保育料が無料になります

へき地保育所
利用者（満3歳未満児）



満3歳未満児

**生活保護世帯および市民税非課税の世帯については
基本の保育料が無料になります**

給食費の無償化について

令和5年4月より、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、給食費が無料となります。

無償化後にかかる費用について

【満3歳以上のお子さま】

保 育 料
給 食 費
行 事 費 ・ 教 材 費 等



無料になります



全ての方が無料になります



無償化の対象外となります

【満3歳未満のお子さま】

保 育 料
給 食 費
行 事 費 ・ 教 材 費 等



生活保護世帯および市民税非課税の世帯については
無料になります

市民税課税の世帯については
月 14,400 円となります



全ての方が無料になります



無償化の対象外となります